

国勢調査について

法律のラウンジ [99]

法制局第五部第一課

あんどう みゆき
安藤 美幸

本年（平成 27 年）国勢調査が実施されました。

国勢調査は、我が国の人口や世帯の姿を明らかにする最も基本的な統計調査として、日本国内に常住する全ての人（外国人を含みます。）及び世帯を対象に実施されるものです。終戦直後の昭和 20 年を除き、大正 9 年以来 5 年ごとに実施されています。

国勢調査は、統計法第 5 条第 2 項本文の規定に基づく国勢調査（いわゆる大規模調査）と同項ただし書の規定に基づく簡易な方法による国勢調査（いわゆる簡易調査）を交互に実施することとされており（両者は調査項目に違いがあります。）、今回の調査は、後者に当たります。

そして、国勢調査は重要な統計調査であるため、総務大臣には国勢調査を実施することが義務付けられています（同条第 1 項及び第 2 項）。また、調査対象者には報告が義務付けられており（同法第 13 条）、報告の拒否や虚偽の報告をした場合の罰則も規定されています（同法第 61 条第 1 号）。

国勢調査の結果は、公表され（同法第 8 条第 1 項）、行政施策の基礎資料として国や地方公共団体において利用されることはもとより、民間企業等においても利用され、これらを通じて国民生活に広く役立てられています。

国勢調査の結果の利用が法定されているものもあり、例えば、地方交付税法第 12 条において、地方交付税の交付額の算定に当たり最近の国勢調査による人口、都市計画区域における人口、町村部人口等を用いることが定められています。また、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第 3 条において、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成は最近の国勢調査による人口を基に行うことが定められています。

他方、参議院選挙区選出議員については、国勢調査による人口を基準として定数を是正することは法定されていませんが、従来国勢調査による人口を基準として定数は是正が行われています。本年 7 月に成立した公職選挙法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 60 号）により、4 県 2 合区を含む 10 増 10 減による較差の是正が行われることになりましたが、この改正は、直近の平成 22 年の国勢調査による人口を基準として行われたものです。

ちなみに、この公職選挙法の一部を改正する法律により、参議院選挙区選出議員の選挙区間における議員 1 人当たりの人口の較差は、平成 22 年の国勢調査の確定値によれば、最大で 4.75 倍から 2.97 倍に縮小されることとなりますが、この法律の立案に携わった者としては、本年実施された国勢調査の結果を受けて、この較差がどう変動するのかが気になるところです。